

◎平成２７年６月農業委員会議事録

開 催 日 時 平成２７年６月２９日（月） 午前９時３０分

開 催 場 所 嘉島町役場３階中会議室

農業委員出席者 上田守雄 岩永昭一 西岡敏春 佐藤光志
 下田 司 斎藤長雄 岡 牧生 高木勝美
 山本信博 中山 忍 田端雅充 山内秀一
 福本美敏 林田 篤 本田博士 森下文夫

欠席した委員 なし

事務局出席者 塚本 望 松永浩典 内川彩乃

１ 開 会 塚本事務局長

２ 会長挨拶 上田会長

３ 議事録署名人指名 上田議長
 議事録署名人として、山内秀一委員、田端雅充委員を指名する。

４ 議 事

- １） 報告第５号 農地法第１８条の合意解約について
- ２） 報告第６号 農地法第５条の届出について
- ３） 議案第７号 農地法第３条の許可申請について
- ４） 議案第８号 農地法第５条の許可申請について
- ５） 議案第９号 農用地利用集積計画承認申請について

○報告第５号 農地法第１８条第６項の規定による通知について
議 長 それでは議事に入らせていただきます。

 報告第５号農地法第１８条第６項の規定による通知が１０件あつております。

 事務局より説明お願いいたします。

事務局

説明いたします。議案書の1ページ目をご覧ください。通知者。賃貸人。嘉島町鯉〇〇〇〇ー〇。〇〇〇〇。賃借人。嘉島町井寺〇〇〇〇。〇〇〇〇。物件が井寺内野〇〇〇〇。畑。1, 0 5 4 m²です。契約の内容が平成25年8月1日から平成28年7月31日までの3年契約です。合意解約で、成立日が平成27年5月25日。土地の引き渡しも同日でございます。

次のページをご覧ください。賃貸人。嘉島町下六嘉〇〇〇〇。〇〇〇〇。賃借人。下六嘉〇〇〇〇。〇〇〇〇〇〇〇〇。物件が下六嘉久保〇〇〇〇。田。3, 0 7 2 m²です。契約の内容が平成26年1月1日から平成35年12月31日までの10年契約です。合意解約で成立日が平成27年5月27日。土地の引き渡しも同日でございます。

次のページをご覧ください。賃貸人。嘉島町上六嘉〇〇〇〇。〇〇〇〇。賃借人。上六嘉〇〇〇〇。〇〇〇〇。物件が上六嘉今町〇〇〇〇ー〇。田。6 1 1 m²。同じく今町〇〇〇〇ー〇。田。4 6 7 m²。合計の1, 0 7 8 m²です。契約の内容が平成24年2月1日から平成29年1月31日までの5年契約です。合意解約で成立日が平成26年12月20日。土地の引き渡しも同日となっております。

次のページをご覧ください。賃貸人。福岡県大野城市南ヶ丘〇丁目〇〇番〇〇号。〇〇〇〇。賃借人。嘉島町上仲間〇〇〇〇。〇〇〇〇。物件が上仲間前田〇〇〇〇ー〇。田。2 2 1 m²。同じく前田〇〇〇〇。畑。1 3 8 m²。合計の3 5 9 m²です。契約の内容が平成18年10月1日から平成28年9月30日までの10年契約です。合意解約で成立日が平成27年6月3日。土地の引き渡しも同日でございます。

次のページをご覧ください。賃貸人。嘉島町上島〇〇〇〇ー〇。〇〇〇〇〇〇。賃借人。嘉島町北甘木〇〇〇〇。〇〇〇〇。物件が北甘木尻久保〇〇〇〇。田。2, 2 0 7 m²です。契約の内容が平成19年3月1日から平成29年2月28日までの10年契約です。合意解約で成立日が平成27年6月4日。土地の引き渡しも同日でございます。

次のページをご覧ください。賃貸人。嘉島町上六嘉〇〇〇〇。〇〇〇〇〇〇。賃借人。上六嘉〇〇〇〇。〇〇〇〇。物件が上六嘉龍ノ前〇〇〇〇。田。4 8 7 m²です。契約の内容が平成18年10月1日から平成28年9月30日までの10年契約です。合意解約で成立日が平成27年6月1日。土地の引き渡しが6月30日となっております。

す。

次のページをご覧ください。賃貸人。神奈川県横浜市青葉区千草台〇〇番地〇ヒルズ〇〇〇〇ー〇〇〇。〇〇〇〇。賃借人。上六嘉〇〇〇。〇〇〇〇。物件が上六嘉龍ノ前〇〇〇。田。635㎡です。契約の内容が平成18年11月1日から平成28年10月31日までの10年契約です。合意解約で成立日が平成27年6月1日。土地の引き渡しは6月30日となっております。

次のページをご覧ください。賃貸人。嘉島町上六嘉〇〇〇。〇〇〇〇〇〇。賃借人。同じく上六嘉〇〇〇。〇〇〇〇。物件が上六嘉藤田〇〇〇ー〇。田。558㎡です。契約の内容が平成19年7月1日から平成29年6月30日までの10年契約です。合意解約で成立日が平成27年5月13日。土地の引き渡しも同日でございます。

次のページをご覧ください。賃貸人。上六嘉〇〇〇。〇〇〇〇。賃借人。上六嘉〇〇〇。〇〇〇〇。物件が上六嘉藤田〇〇〇ー〇。地目が宅地となっております。396.69㎡です。契約の内容が平成19年1月1日から平成28年9月30日までの9年9ヶ月契約となっております。合意解約で成立日が平成27年5月13日。土地の引き渡しも同日となっております。

次のページをご覧ください。最後になります。貸人。上六嘉〇〇〇〇。〇〇〇〇。借人。上六嘉〇〇〇。〇〇〇〇〇〇。物件が上六嘉藤田〇〇〇。田。95㎡。同じく上六嘉藤田〇〇〇。雑種地。618㎡。合計の713㎡です。契約の内容が平成23年2月1日から平成28年1月31日までの5年契約です。合意解約で、こちらは使用貸借となっております。解約の成立日が平成27年5月14日。土地の引き渡しも同日でございます。

以上でございます。

議長 ただいま説明がありました案件は、合意解約でございますので報告のみで終わらせていただきます。

○報告第6号 農地法第5条の規定による農地転用の届出について

議長 続きまして報告第6号農地法第5条の規定による農地転用の届出が1件っております。

事務局より説明お願いいたします。

事務局 それでは報告いたします。第5条1項6号の届出があった旨の報

告になります。1 ページめくってください。申請人。譲渡人。益城町大字小池〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。譲受人。御船町大字高木〇〇〇〇番地〇〇。〇〇〇〇。申請物件が井寺弥四郎〇〇〇。畑。9 2 5 m²。申請理由は資材置場となっております。では次のページをお願いします。位置図になります。高速道路西側の東部台地内の農地となっております。次のページをお願いします。字図になります。

事務局からは以上になります。

議長 ただいま説明のありました案件は、市街化区域でございますので報告のみで終わらせていただきます。

○議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 続きまして議案第7号農地法第3条の規定による許可申請が4件あっております。

それでは番号1について事務局より説明お願いいたします。

事務局 では議案の1 ページをご覧ください。申請人。譲渡人。福岡県大野城市南ケ丘〇丁目〇〇番〇〇号。〇〇〇〇。譲受人。嘉島町上仲間〇〇〇〇。〇〇〇〇。物件が上仲間前田〇〇〇〇ー〇。田。2 2 1 m²です。譲受人の経営状況は、耕作面積が田6, 5 0 3 m²。畑5 8 9 m²。合計の7, 0 9 2 m²です。家族数が4人、労働力が1人となっております。農機具はトラクター、コンバイン、田植機、軽トラックです。申請理由は仮登記を本登記として実行するための売買となっております。

では整理番号1の検討事項について説明いたします。申請地について、平成3年に農地法3条許可を条件とした仮登記がなされており、それを実行するための申請です。なお、仮登記は贈与でなされていますが、今回の申請内容は売買となっております。

本議案について、申請書等に記載された内容が、当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず、申請農地は譲渡人と譲受人との間で賃貸借契約が結ばれておりましたが、今回の申請に伴い合意解約されましたので、使用収益権について問題ありません。

次に、全部効率利用要件については、地元農業委員である〇〇委員との現地調査の結果、現在保有している農地の一部が遊休化しつつあることが確認されております。そのため、譲受人には口頭で農

地の維持管理を指示し、権利取得後の農地についても、作付予定作物である米・麦及び野菜類を栽培する計画に必要な農機具及び労働力の確保と農地の効率的な利用について継続して指導することといたします。

次に、譲受人の農作業常時従事要件については、本人が農作業に常時従事している旨の記載が、申請書にあるため、要件を満たすものと判断します。なお、申請人への聞き取りにより、権利取得後も同様に従事すると思われます。

次に、譲受人の、権利取得後における、農地の経営面積が、下限面積に達しているかについてですが、申請当時の経営面積が7, 092㎡であるため、問題ありません。

最後に地域との調和要件ですが、申請地は上仲間集落内の、譲受人宅に隣接しており、譲受人が以前から耕作しているため、要件を満たすものと判断します。

以上でございます。

議長 ただいま詳しい説明がございましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
何もないければ承認でよろしゅうございますか。

委員 はい。(委員一同)

議長 ありがとうございます。
それでは承認とさせていただきます。
続きまして番号2について事務局より説明をお願いします。

事務局 では議案の2ページ目をご覧ください。譲渡人。嘉島町上島〇〇〇〇ー〇。〇〇〇〇〇。譲受人。嘉島町北甘木〇〇〇〇。〇〇〇〇。申請物件が井寺内野〇〇〇。畑。634㎡。北甘木尻久保〇〇〇〇。田。2,207㎡。合計の2,841㎡です。譲受人の経営状況は、耕作面積が田23,641㎡。畑7,108㎡。合計の30,749㎡です。家族数が5人。労働力は3人となっております。農機具はトラクター、コンバイン、田植機です。申請理由は経営規模拡大のためとなっております。

こちらの検討事項について説明いたします。譲渡人が、自己の所有する農地を、譲受人に売却することを希望しており、それに譲受

人が応じて農地を買い受け、経営規模を拡大するための申請です。

本議案について、申請書等に記載された内容が、当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず、申請農地のうち、田については、譲渡人と譲受人の子との間で賃貸借契約が結ばれておりましたが、今回の申請に伴い合意解約されております。畑についても、正式な貸借契約が結ばれないまま譲受人の子が耕作しておりましたが、今回の申請で是正されますので、使用収益権について問題ありません。

次に、全部効率利用要件については、申請人への聴取、地元農業委員である〇〇委員と現地調査をした結果、現在保有している農地は全て効率的に利用されているので、権利取得後の当該農地についても、米・イチゴ・柿を栽培する計画に必要な農機具及び労働力が確保され、効率的に利用されると思われます。

次に、譲受人の農作業常時従事要件については、本人及び世帯員が農作業に常時従事している旨の記載が、申請書にあるため、要件を満たすものと判断します。なお、申請人への聞き取りにより、権利取得後も同様に従事すると思われます。

次に、譲受人の、権利取得後における、農地の経営面積が、下限面積に達しているかについてですが、申請当時の経営面積が30,749㎡であるため、問題ありません。

最後に地域との調和要件ですが、申請地は、田が庄嶋橋南東に、畑が北甘木橋北西に位置する、いずれも未整備の農地で、譲受人が以前から耕作しているため、要件を満たすものと判断します。

以上でございます。

議長 ただいま詳しい説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 ありません。(委員一同)

議長 ありがとうございます。
それでは承認とさせていただきます。
続きまして番号3について事務局より説明お願いいたします。

事務局 では議案の3ページ目をご覧ください。申請人。譲渡人。嘉島町上島〇〇〇〇。〇〇〇〇。譲受人。上島〇〇〇〇。〇〇〇〇〇〇。申請

物件が上島蔵園〇〇〇〇－〇。田。8 6 4 m²。同じく蔵園〇〇〇〇。田。6 8 0 m²。同じく蔵園〇〇〇〇－〇。田。4 3 9 m²。合計の1, 9 8 3 m²です。譲受人の経営状況は、耕作面積が田8, 7 2 8 m²となっております。家族数が2人。労働力も2人となっております。農機具はトラクター、田植機です。申請理由が贈与のためとなっております。

ではこちらの検討事項について説明いたします。譲渡人の農地を、配偶者である譲受人へ贈与するための申請です。

本議案について、申請書等に記載された内容が、当該基準に適合するか否か、検討した結果を説明します。

まず、申請農地に小作契約等は結ばれていないので、使用収益権について問題ありません。

次に、全部効率利用要件については、申請人への聴取、地元農業委員である〇〇委員と現地調査をした結果、現在保有している農地は全て効率的に利用されているので、権利取得後の当該農地についても、米・麦・大豆を栽培する計画に必要な農機具及び労働力が確保され、効率的に利用されると思われます。

次に、譲受人の農作業常時従事要件については、本人が農作業に常時従事している旨の記載が、申請書にあるため、要件を満たすものと判断します。なお、申請人への聞き取りにより、権利取得後も同様に従事すると思われます。

次に、譲受人の、権利取得後における、農地の経営面積が、下限面積に達しているかについてですが、申請当時の経営面積が8, 7 2 8 m²であるため、問題ありません。

最後に地域との調和要件ですが、申請農地は松前重義記念館の裏に位置する田で、譲渡人が以前から耕作しているため、問題ないと判断します。

以上でございます。

議長 ただいま詳しい説明がございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 ありません。(委員一同)

議長 ありがとうございます。
それでは承認とさせていただきます。

続きまして番号4について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案の4ページ目をご覧ください。申請人。譲渡人。上六嘉〇〇〇一〇。〇〇〇〇。譲受人。上六嘉〇〇〇。〇〇〇〇。申請物件が上六嘉徳ノ前〇〇。田。1, 4 4 9 m²。譲受人の経営状況は、耕作面積が田3 7, 0 0 6 m²。畑が2, 6 3 9 m²。合計の3 9, 6 4 5 m²です。家族数が1人。労働力も1人となっております。農機具はトラクター、コンバイン、田植機、軽トラックとなっております。申請理由は経営規模拡大のためとなっております。

ではこちらの検討事項について説明いたします。譲渡人が、自己の所有する農地を、譲受人に売却することを希望しており、それに譲受人が応じて農地を買い受け、経営規模を拡大するための申請です。

本議案について、申請書等に記載された内容が、当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず、申請農地は正式な貸借関係が結ばれないまま、譲受人が耕作していましたが、今回の申請で是正されるため、使用収益権について問題ありません。

次に、全部効率利用要件については、申請人への聴取、地元農業委員である〇〇委員と現地調査をした結果、現在保有している農地は全て効率的に利用されているので、権利取得後の当該農地についても、米・麦・大豆を栽培する計画に必要な農機具及び労働力が確保され、効率的に利用されると思われます。

次に、譲受人の農作業常時従事要件については、本人が農作業に常時従事している旨の記載が、申請書にあるため、要件を満たすものと判断します。なお、申請人への聞き取りにより、権利取得後も同様に従事すると思われます。

次に、譲受人の、権利取得後における、農地の経営面積が、下限面積に達しているかについてですが、申請当時の経営面積が3 9, 6 4 5 m²であるため、問題ありません。

最後に地域との調和要件ですが、申請地は上六嘉集落の東側、県道六嘉秋津新町線沿いに位置する農地で、譲受人が以前から耕作しているため、要件を満たすものと判断します。

以上でございます。

議長 ただいま詳しい説明がありましたが、何かご意見、ご質問はござ

いませんか。

委 員 ありません。(委員一同)

議 長 ありがとうございます。
それでは承認とさせていただきます。

○議案第8号 農地法第5条の規定による農地転用の許可申請について

議 長 続きまして議案第8号農地法第5条の規定による農地の転用許可申請が1件あっております。
番号1について事務局より説明お願いいたします。

事務局 それでは5条の転用許可申請について説明させていただきます。
番号1。申請人。譲渡人。嘉島町大字上六嘉〇〇〇番地〇。〇〇
〇〇 外17名。譲受人。熊本市東区江津〇丁目〇〇番〇号。株
式会社 〇〇〇〇。申請物件。上六嘉藤田〇〇〇ー〇。田。37
2㎡。同じく藤田〇〇〇ー〇。田。6.08㎡。同じく藤田〇〇
〇。田。717㎡。同じく藤田〇〇〇。田。872㎡。同じく藤
田〇〇〇。田。581㎡。同じく藤田〇〇〇ー〇。田。527㎡。
同じく藤田〇〇〇。田。95㎡。同じく藤田〇〇〇。田。618
㎡。同じく藤田〇〇〇ー〇。宅地。396.69㎡。この宅地は、
登記地目上は宅地になっていますが、現況が田なのでこちらに掲
載しています。同じく藤田〇〇〇ー〇。田。291㎡。同じく藤
田〇〇〇ー〇。田。276㎡。同じく藤田〇〇〇。田。429㎡。
同じく藤田〇〇〇。田。459㎡。同じく藤田〇〇〇。田。53
5㎡。同じく藤田〇〇〇ー〇。田。585㎡。同じく藤田〇〇〇。
田。433㎡。同じく藤田〇〇〇ー〇。田。74㎡。同じく藤田
〇〇〇。田。720㎡。同じく藤田〇〇〇。田。198㎡。同じ
く藤田〇〇〇ー〇。田。862㎡。同じく藤田〇〇〇ー〇。田。
971㎡。同じく藤田〇〇〇。畑。152㎡。同じく藤田〇〇〇。
田。148㎡。同じく藤田〇〇〇ー〇。田。357㎡。同じく藤
田〇〇〇ー〇。田。558㎡。同じく藤田〇〇〇ー〇。畑。19
0㎡。同じく藤田〇〇〇ー〇。田。211㎡。同じく藤田〇〇〇
ー〇。田。393㎡。同じく藤田〇〇〇。田。122㎡。同じく
藤田〇〇〇ー〇。田。423㎡。同じく藤田〇〇〇ー〇。田。1
9㎡。同じく藤田〇〇〇ー〇。田。383㎡。同じく藤田〇〇〇

一〇。田。178㎡。合計の13,151.77㎡となっております。申請理由は建売住宅51棟です。施設の概要は木造平屋27棟。木造2階建て24棟。農用地区域でない旨の証明があります。隣接同意書は不要です。資金証明もあります。開発許可は申請中で許可の見込みがあります。地元委員は〇〇委員となっております。では次のページをお願いいたします。位置図になります。県道六嘉秋津新町線の西側の、上六嘉地区内の農地になっております。次のページをお願いいたします。法務局の字図になります。また次のページをお願いします。土地利用計画図になります。事務局からは以上です。

議長 次に地元委員であります〇〇委員より報告をお願いします。

〇〇委員 先日、事務局と現地を確認しましたのでその状況を報告します。
申請地は、道路、宅地に囲まれた1ヘクタールほどの小規模な農地集団で、圃場整備事業もされていないため、農作業効率は悪く、2種農地と思われます。
営農上の支障については、西側に広がる甲種農地とは分断した、規模の小さい孤立した農地集団でありますので、日照、通風等、周辺農地への支障はないものと思われます。
形も悪く、効率的な農作業が出来ない状況で、転用申請はやむを得ないものと思われます。
委員の皆様の慎重なご審議をよろしくお願いし、地元委員の説明を終わります。

議長 それでは事務局より検討事項について説明をお願いいたします。

事務局 それでは、検討事項について説明します。
農地区分につきましては、申請地は上六嘉集落の町道に囲まれた10ヘクタール未満の未整備の農地集団であり、効率的な農作業は出来ないことから2種農地と判断します。
営農上の支障につきましては、周辺農地とは町道で分離されておりますので、支障はないものと判断いたします。
生活雑排水については、公共下水道へ接続し、雨水は調整池へ集水し、放流する計画となっています。
総合的に検討した結果、他への代替性もなく、周辺農地への影響

もないと思われることから、申請は許可相当と判断します。
事務局からは以上です。

議 長 ただいま地元委員、事務局の説明より詳しい説明がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。
何もないようでしたら承認でよろしいでしょうか。

委 員 はい。(委員一同)

議 長 ありがとうございます。
それでは承認とさせていただきます。

○議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の承認申請について

議 長 続きまして議案第9号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の承認申請が9件っております。このうち西岡委員の案件がございますので、こちらから先に審議いたします。それでは〇〇委員の退出をお願いします。

(〇〇委員退出)

事務局より説明お願いいたします。

事務局長 それでは説明いたします。農業経営基盤強化促進法第13条第1項の規定による農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、同法第13条第3項の規定により同法第18条第2項各号の事項を示して農用地利用集積計画を定めるべきことを町長に対し要請するものです。再設定が6件、新規の利用権設定の計画が2件。所有権移転が1件。合計面積が25,476㎡です。

それでは2ページ目の一覧表を見ていただきたいと思います。では西岡委員の案件について先に説明いたします。賃借権設定。10年。更新2件。使用貸借権設定。3年。新規2件。〇〇〇〇。現経営面積が116,827㎡。利用権設定を行なう田6,992㎡。もう一つが1,122㎡。合計の117,949㎡となります。では7ページを開けていただきたいと思います。各筆の明細でございます。利用権設定を受ける者。〇〇〇〇。設定する者。〇〇〇〇。3筆ありまして存続期間が10年で、10アール当たり17,000円となっております。

ます。右の欄に利用権設定をする土地の（B）以外の権原者の名前と押印があります。次のページ8ページをお願いします。〇〇〇〇。〇〇〇〇。存続期間が10年で、10アール当たり17,000円となっております。次9ページです。〇〇〇〇。〇〇〇〇〇〇。3年で0円。これは使用貸借というふうになっております。次のページ10ページをお願いします。〇〇〇〇。〇〇〇〇。3年でこれも使用貸借というふうになっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である集積計画の内容が町の基本構想に適合し、設定を受けた後において備える要件、農用地のすべてにおいて耕作の事業を行うこと。必要な農作業に常時従事すること。対象農地を効率的に利用して耕作すること。権利者の2分の1以上の同意が得られているなどの要件を満たしております。

以上です。

議 長 ただいま詳しい説明がございましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

委 員 ありません。（委員一同）

議 長 ありがとうございます。それでは承認いたします。
〇〇委員の入室を認めます。
（〇〇委員入室）
承認されましたので報告いたします。
それでは残りの件について事務局より説明お願いいたします。

事務局長 では再度2ページの一覧表を見ていただきたいと思います。賃貸借件設定。3年。〇〇〇〇。現経営面積が46,686㎡。設定する田が2,572㎡。合計の46,686㎡です。続きまして10年です。〇〇〇〇。現経営面積が30,073㎡。設定する田が838㎡で、面積は同じく30,073㎡。これも更新でございます。続きまして10年。〇〇〇〇。現経営面積が23,238㎡。設定する田が10,557㎡で、計の23,238㎡。これも更新でございます。使用貸借権設定です。3年。〇〇〇〇。現経営面積が813㎡。設定する畑が363㎡で、これは更新でございます。それから所有権移転。借り手が熊本県農業公社となっております。設定

をする田が3, 032㎡となっております。合計の9件で、現経営面積が217, 637㎡。設定する田が25, 113㎡。畑が363㎡で、計の25, 476㎡。合計の218, 759㎡となっております。

では3ページを開けていただきたいと思います。各筆明細でございます。○○○○。○○○○○。3年で賃借料が10アール当たり12, 000円となっております。次4ページをお願いします。○○○○。○○○○。10年で1筆当たり米1俵となっております。○○○○。○○○○。存続期間が10年で10アール当たり60キロというふうになっております。右のほうに権原者の名前と印鑑が押してあります。11ページをお願いいたします。○○○○。○○○○。3年でこれは使用貸借となっております。右のほうに権原者の名前と印鑑が押してあります。12ページです。所有権の移転関係でございます。移転を受ける者が熊本県農業公社となっております。移転をする者は次のページに出ておりますとおり、共有名義の3名の方となっております。移転する土地等についてはご覧のとおり2筆で、10アール当たりの単価が120万円となっております。以上でございます。

議長 ただいま詳しい説明がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

何もないようでしたら承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 ありがとうございます。それでは承認いたします。
本日、提案されました案件はすべて終了しました。
続きましてその他となっております。
委員の皆様から何かございませんか。

委員 (○○委員より退任の挨拶)

議長 続きまして事務局よりお願いします。

事務局 では来月の総会の予定をお知らせしておきます。
7月は27日月曜日朝9時半から役場の3階中会議室で行います。

(全国農業会議所より依頼のあった田畑売買等価格調査に係る協議)
事務局からは以上です。

議 長 それでは本日の農業委員会は、これをもちまして閉会いたします。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

平成27年 6月29日

会 長	上 田 守 雄
委 員	山 内 秀 一
委 員	田 端 雅 充